

## 質疑 ● 一般質問

6月12日、13日の本会議では、質疑4名、一般質問11名の議員が発言し、議案や市政全般にわたり活発な質問を行いました。(発言順に掲載)  
その他の質問については、議会中継や会議録検索システム(9月中旬に掲載予定)でご覧いただけます。

- 質疑…市長から提案された議案等の議題となっている案件に対し、不明確な点を問い、案件の提出者等に説明や意見を求めること。(1人当たりの制限時間は40分)
- 一般質問…市長を初めとする執行機関に対し、市の行政全般にわたり、事務の執行状況や将来の方針、計画あるいは疑問点などについて問うこと。(1人当たりの制限時間は60分)

### 加西市税条例の一部改正(議案第40号)及び特別職に属する常勤職員の給与の特例に関する条例(議案第41号)

### 質疑



衣笠 利則 議員  
(21政会)

#### 議案第40号 加西市税条例の一部を改正する条例の制定について

**問** 地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に実施されたことに伴い、加西市における影響は。

市税が7,800万円程度減収になるが、どのように補填されるのか。

また、軽自動車税について、国及び地方を通じて自動車関連税制の見直しに伴う軽自動車税の税率改正により、平成27年4月以降の概算見積りは幾ら程度になるのか。

**答** 法人市民税の法人税制が、現行の14.7%から12.1%に引き下げられるため、7,800万円程度減収になるものと試算しています。

地方法人住民税につきましては、引き下げられた4.4%分が国税で徴収され、それが全額地方交付税の特別会計に繰り入れられ、地方交付税の原資に充てられるということが決まっております。

軽自動車税については、平成27年度から適用されることから、平成27年度で670万円の増収、平成28年度から710万円の増収になり、13年経過の車両への課税につきましては、同じく平成28年度から年間810万円の増収を見込んでおります。

#### 議案第41号 特別職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条

#### 例の制定について

**問** この議案に至った経緯について。

**答** 平成22年1月1日から平成25年12月31日までの間において、個人事業主に対する委託料支払いにおける源泉徴収漏れを、自己点検通知に基づき調査をしたところ、徴収漏れが判明し、個人事業主には理解をいただき徴収をさせていただきましたが、延滞税、不納付加算税が3月末に確定し、13万6,500円を4月15日に納付しました。

市民の皆さんに対して、市の公金に損害を与えた責任をとるべきと判断をし、職員も含めて再度自分たちの日々の職務について認識していただけるものと思っております。今回の議案提出に至りました。